

## 虐待とは？

### 虐待とは…

- たたかれたり、けられたりすること  
暴力をふるわれること
- 胸や性器をさわられるなど性的な行為  
やいたずらをされること
- お腹がすいてもご飯をもらえなかったり、  
長い時間ほったらかしにされること
- 心が傷つくようなことを言われたり、  
無視されたり、差別されたりすること

どんなことがあっても、施設の職員  
や里親さんがあなたに、このような  
虐待をしてはいけないことになっています。

## もし、虐待を受けたら… どうすればいいの？

ひとりで悩まないで、相談しましょう。

 電話で相談する場合には、はじめに次のように伝えましょう。

電話に出た人に、「私は\_\_\_\_\_という施設（里親等）にいますが、虐待をされたのでお電話しました。担当の人をお願いします。」と言ってください。

ほかの子どもから、いじめられたり、嫌なことがあっても、施設の職員や里親さんに言えない時も、ここに相談していいのです。

## どこに連絡したらいいの？

相談する人は次の3つのところにいます。どこに連絡してもいいです。

- 児童相談所：子どもについての専門の職員がいるところ  
担当の児童相談所  
あなたの担当

電話番号

メール

- 都道府県庁の窓口：施設や里親さんの指導をするところ

担当  
県  
課

電話番号

メール

- 児童福祉審議会：都道府県庁や児童相談所にアドバイスするところ

担当

電話番号

メール